

第3節

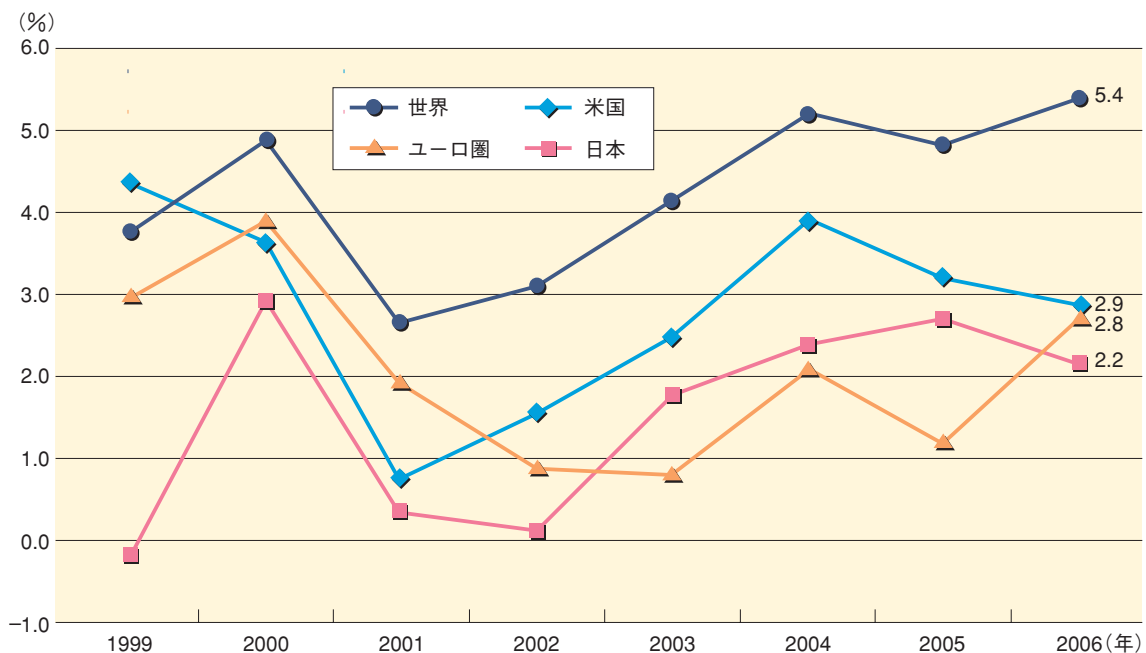
日本と国際社会の繁栄に向けた取組

【総論】

2007年の世界経済は、グローバル化の進展による貿易・投資の拡大が続き、中国、インド、ロシアをはじめとした新興経済国の存在感が一層強まる一方で、米国のサブプライムローン問題を発端とする金融市場の混乱や原油価格の高騰などの影響により不透明感が高まった。日本経済については、

企業部門の好調さが持続し、景気回復が続いているが、海外経済の動向などに見られるリスク要因には注意を払う必要がある。こうした中、日本は、日本経済と世界経済の持続的成長を図るため、以下の重点課題を柱として総合的な政策を展開している。

実質GDP及び成長率



出典：国際通貨基金 (IMF) 「World Economic Outlook October 2007」

1. 多角的自由貿易体制のルールづくり

世界貿易機関 (WTO) は世界経済の重要なインフラである。戦前のブロック経済の反省から関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) を経て、WTO体制の下でモノの

貿易に加え、サービス、知的財産権を含む幅広い分野でグローバル・ルールがつくられた意義は極めて大きい。日本としては、WTOドーハ・ラウンドの交渉を開発途上国重視の姿勢で積極的に推進し、この体制

を確固たるものにしていくことが重要である。

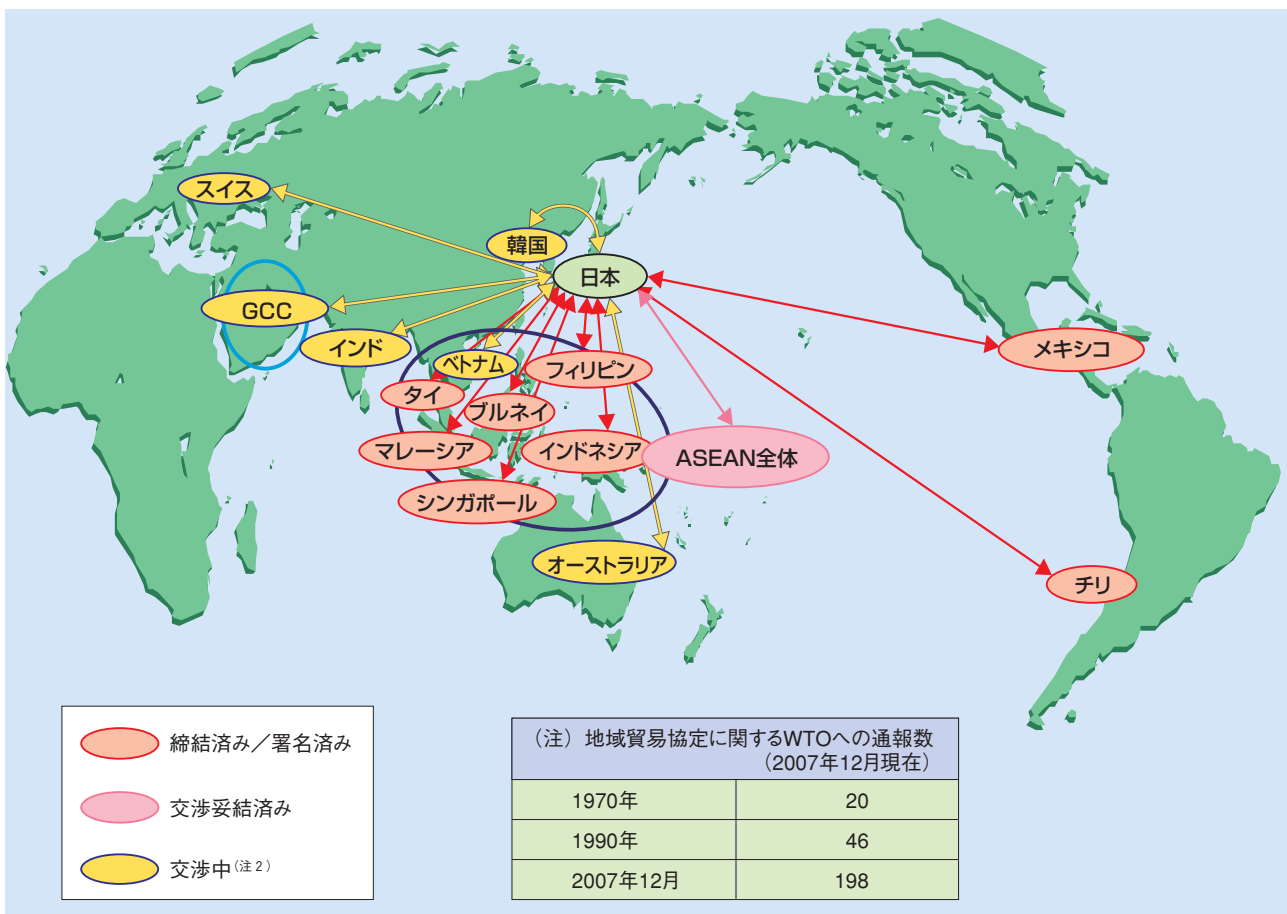
2006年7月にいったん中断したWTOドーハ・ラウンド交渉は、2007年1月には本格的に再開した。7月には、農業及び非農産品市場アクセス（NAMA）の交渉議長よりモダリティに関するテキストが交渉の叩き台として発出された。9月以降は、交渉分野ごとに精力的な交渉が行われ、日本も積極的に参画している。

2. 経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)交渉の推進

日本は、WTOを中心とする多角的自由貿易体制の強化・発展を対外経済政策の基

本としつつ、それを補完するものとしてEPA/FTA^(注1)を推進している。EPA/FTAは、グローバル化を反映した多様な経済関係に即し、貿易の自由化にとどまらず、投資の自由化や様々な分野でのルールづくりを行うもので、対象国との関係を緊密化する効果も期待される。日本は、緊密な経済関係にある東アジア諸国とのEPAを重要な課題として位置付け、これまでに8か国とEPA/FTAを締結、署名し、ASEAN全体との交渉を妥結させた。現在は資源エネルギー面で重要な国や地域を含め、6つの国・地域と交渉段階にある。

EPA/FTA交渉の現状



(注1) 特定の国・地域の間で、関税などを撤廃し、モノやサービスの貿易自由化を図ることを目的とした協定を自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)と呼ぶ。FTAを基礎としながら、投資、人の移動、政府調達、競争政策、知的財産などの分野におけるルールづくりや、様々な分野での協力を通じて各種経済制度の調和を図ることを目的とした協定を経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)と呼ぶこととしている。
 (注2) 韓国については2004年11月以来、交渉中断中(2007年末現在)。

品・海賊版は、持続的な経済成長及び消費者の健康や安全に対する脅威となっているだけでなく、海外市場における利益の喪失など、企業に悪影響を与えている。このため、在外公館の態勢整備や二国間、多数国間の取組に加え、日本は関係国と共に知的財産権の執行を強化するための新たな国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement) (仮称)」の構築を目指

している（詳細は第4章第3節「海外における日本企業への支援」を参照）。

また、対内直接投資については、2003年にInvest Japan（インベスト・ジャパン）キャンペーンを立ち上げて以降、政府一体となってその促進に努めており、外務省においては在外公館の積極活用や日本の関係機関と連携した広報及び誘致活動に貢献している^(注4)。

【各 論】

1. 多角的自由貿易体制の強化

(1) 多角的自由貿易体制と日本

戦後日本の経済発展は、多角的自由貿易体制の存在抜きには語れない。自由貿易制度の整備とともに各国の関税が引下げられたことは、日本製品の輸出促進につながり、日本は貿易を通じた経済的繁栄を実現した。世界貿易機関（WTO）は関税引下げ交渉のみならず、貿易に関するルールづくりや紛争処理の機能を備えており、世界経

済の安定と発展を支える機関として、ますます重要な地位を占めている。

日本としても、世界の中で日本国民と日本企業が安心して経済活動に従事できる環境を作るため、世界経済に法的安定性と予測可能性をもたらすWTO体制の整備・強化に積極的に参画する必要がある。

(2) 2007年のWTOドーハ・ラウンド交渉

WTOドーハ・ラウンドについては、農業市場アクセス、農業補助金、非農産品市場アクセス (NAMA) 等の論点を巡って主要国間の立場を集約させることができず、2006年7月に交渉はいったん中断した。その後、日本を含む各国の働きかけにより、2007年1月末の非公式閣僚会合（於：ダボス）及び非公式貿易交渉委員会（TNC）を経て、交渉が本格的に再開した。

2007年前半にはG4（米国、EU、インド、ブラジル）の間で閣僚会合等少数国会合の動きが活発化したが、日本もG4諸国に働

きかけ、4月、5月の2度にわたり、G6閣僚会合（日本、オーストラリア及びG4）が開催された。もっとも、6月19日からドイツ・ポツダムで行われたG4閣僚会合は、ブラジル及びインドが鉱工業品の関税削減に消極的であったことなどから21日に決裂し、その後、2007年においてG4閣僚会合の枠組みが活用されることはなくなった。

これを受け、交渉の主な舞台はジュネーブに移った。7月には、農業・NAMAのモダリティ^(注5)に関する議長テキストが発出され、日本は、この文書を叩き台としつつ、

(注4) 2006年末の対日直接投資残高は、約12.8兆円(2005年末は11.9兆円)。

(注5) 関税率や国内補助金の具体的な削減率や規律の在り方についての各国共通のルール。

多国間協議の場での議論を積極的に行っていくことが肝要であること等を表明した。

このような動きと並行して、6月6日～8日のG8ハイリゲンダム・サミットでは、交渉の早期妥結に向けたメッセージとしてG8貿易宣言が発出された。また、9月8日～9日にオーストラリア・シドニーで開催されたAPEC首脳会議では、WTOラウンド交渉が年内に最終局面に入ることを確保

するとの政治的意思を確認し、そのために農業・NAMA交渉議長テキストを基に交渉を再開する旨の独立声明が発出された。

ジュネーブでは、9月以降、議長テキストを基に農業・NAMAの交渉グループで実務レベルの交渉が活発に行われた。11月30日にはルール交渉議長テキストが出され、ルールについても活発な交渉が行われた。このように交渉は引き続き重要な局面にある。

(3) 交渉各分野の概観

イ 農 業

農業分野では、モダリティに合意することを目指し、集中的に交渉が行われた。

主な論点は、①農産物の関税削減率をどの程度にするか、関税削減率を緩和することが認められる一部の重要品目の数・扱いはどのようにするかといった市場アクセスの問題、②国内補助金の削減率をどの程度にするか等であった。

9月以降は7月に発出された議長テキストに基づいて議論が行われてきている。WTO全加盟国が参加する全体会合、主要少数国会合、二国間での協議等を通じ、国内補助金の技術的論点、輸出競争分野全般については、おおむね議論が収斂してきている。一方、市場アクセスについては、開発途上国に対する特別な待遇の内容を含め、議論が必要な論点が残っており、今後、厳しい交渉が予想される。日本はこれまで同様、食料純輸入国である日本の農業の特性を踏まえ、バランスのとれた最終合意を目指して取り組んでいく方針である。

ロ 非農産品市場アクセス

非農産品市場アクセス（NAMA：Non-Agricultural Market Access）分野では、鉱工業品及び農林水産品の関税や非関税障壁の削減に関する議論を行ってきている。関税の削減に関しては、7月枠組み合意

（2004年）、香港閣僚宣言（2005年12月）に基づき、高関税ほど大きい削減とする関税削減方式（スイス・フォーミュラ）等の主要論点を中心に、開発途上国配慮、分野別関税撤廃等の交渉を行ってきた。

7月に発出された議長テキストに対し、開発途上国は、農業交渉における野心とのバランスが必要であると主張し、議長テキストで示された高い関税削減率に不満を表明した。9月以降、低譲許率国^(注6)、小規模脆弱経済、後発開発途上国（LDC）等の扱いについて集中的に議論が行われ、農業交渉と歩調を合わせた進展を図りつつ、モダリティ合意を目指した努力が続けられている。

鉱工業で強い競争力を持つ日本としては、実質的な市場アクセスの改善につながる成果を目指し、早期にモダリティ合意に達することができるよう、更なる努力を行っていく方針である。

ハ サービス

1月のWTO交渉の再開を受けて、サービス貿易交渉も再開され、市場アクセスに関する二国間交渉や複数国間交渉のほか、国内規制やサービス分野におけるルールに関する諸会合や大使級非公式会合が活発に実施された。9月には、サービスについても議長テキストを作成すべく、交渉議長のイニシアティブの下で議論が開始された。

(注6) 譲許とは、WTO加盟国が各産品について関税率の上限を約束することであり、譲許することは貿易の予見可能性を高めるという意味で重要である。低譲許率国とは、非農産品の品目数について、譲許している品目数の割合が全体の35%未満である国を指す。

日本は、サービス貿易自由化を推進するため、引き続きサービス貿易交渉を牽引していく方針である。具体的には、他の推進派諸国・地域と緊密に連携しつつ、コンピューター関連サービス、電気通信、建設、流通、金融、海運等の分野を中心に、外資制限、形態制限、拠点設置制限等の規制の自由化を求めて積極的に交渉していく。

ニ ルール

ルール分野では、2001年のドーハ閣僚宣言、さらに2005年の香港閣僚宣言に基づき、ダンピング防止及び補助金（漁業補助金を含む）分野での規律の強化及び明確化を目的として交渉が行われてきた。2007年11月末に発出された議長テキスト案では、ダンピング防止分野については日本を含めた多くの国々がとりわけ強く禁止を主張してきたゼロイング^(注7)が容認されており、また、漁業補助金についても、禁止対象補助金が極めて広範囲に及ぶなど、日本のこれまでの主張^(注8)が反映されていない部分もある。日本としては、今後、日本の考え方を反映させるため、引き続き積極的に交渉に参画していく方針である。

ホ 貿易円滑化

貿易円滑化分野では、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第5条（通過の自由）、同第8条（輸入及び輸出に関する手数料及び手続）及び同第10条（貿易規則の公表及び施行）に関連する側面の明確化及

び改善等を目的として、交渉が進められている。

2007年には、1月のWTOドーハ・ラウンド交渉再開以降、非公式を含む7回の交渉会合が開催され、日本からの提案である「貿易関連法令等の公表」、「法令等の制定・改正を行う際の事前協議・事前公表」、「不服申立て制度」及び「予備審査手続」等、将来の協定化を念頭に置いた具体的な条文テキスト案の検討が進んだ。

今後の交渉の進展に伴い、国際的にモノの取引を実施するに当たって事業者が直面する様々な障害が減少し、貿易関連手続が迅速化されることが期待される。

ヘ 開発

開発途上国がWTOの加盟国の約5分の4を占めている現状で、開発途上国の開発問題は、今次ラウンドの中核的なテーマとなっており、開発途上国に対する「特別かつ異なる（S&D）待遇」、綿花問題^(注9)などに加え、「貿易のための援助」（AFT：Aid for Trade）^(注10)を主要テーマとして議論が行われている。これには、LDCに対する貿易関連技術支援に関する「統合フレームワーク」^(注11)が含まれている。

日本は、WTO香港閣僚会議に先立ち、日本としての貿易関連支援策である「開発イニシアティブ」^(注12)を発表し、4月には、この柱の一つであるLDC製品に対する市場アクセスの原則無税無枠措置^(注13)を拡充した。また、日本は6月及び7月に「開発

(注7) 米国商務省は、ダンピング・マージン（輸出国の国内正常価格より輸出価格が低い場合の価格差）を計算する際に、①まず、その製品の個々のモデルまたは取引ごとに輸出国の国内正常価格と対米輸出価格を比較し、②その結果を総計して、この製品全体のダンピング・マージンを算定している。この総計を行う②の段階において、①の比較で輸出国の国内正常価格より対米輸出価格が高いものについてはその価格差はマイナスとなるが、ゼロイングとは、それらをマイナスとして差し引かず、一律「ゼロ」とみなして計算する方式。これにより、ダンピング・マージンが不当に高く計算される。

(注8) 漁業補助金については、日本は韓国、台湾と共同で提案を提出し、ECと共に、過剰漁獲につながる補助金に限定して禁止すべきという主張を行ってきた。これに対して、ニュージーランド、米国等は、限定的な例外を認めた上で、漁業補助金を原則禁止すべきと提案し、日本等と主張が対立してきた。

(注9) 西アフリカのLDC4か国（ブルキナファソ、ベナン、マリ、チャド）によって提起された問題。この4か国にとって、本来、綿花は十分競争力のある産業であるにもかかわらず、一部先進国が自国の綿花産業に与えている補助金のために、綿花輸出が阻害され大きな打撃を受けているとして、先進国に対して補助金の段階的撤廃及び撤廃完了までの補償措置を要求している。

(注10) 開発途上国が貿易から十分な利益を得るためには、貿易自由化だけでは不十分であり、貿易関連の技術支援、生産能力の向上や流通インフラ整備などを含めた供給面での支援、貿易自由化に伴う構造調整面での支援等が必要との観点から、WTO、経済協力開発機構（OECD）、世界銀行などで「貿易のための援助」に関する議論が行われている。ただし、現時点において明確な定義はない。

(注11) WTO、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国際貿易センター（ITC）、国連開発計画（UNDP）、国際通貨基金（IMF）、世界銀行の6国際機関による対LDC貿易関連技術支援共同イニシアティブであり、バイやマルチの貿易関連技術支援の効率的実施を行う。9月にストックホルムにおいてハイレベル・ドナー会合が開催され、組織面やモニタリングを強化させたEIF（強化された統合フレームワーク）への移行が支持された。

(注12) 貿易促進を通じて開発途上国の発展に資することを目的に、「生産」、「流通・販売」、「購入」の各局面において、ODAによる開発援助やLDC無税無枠措置等を含む様々な措置を組み合わせて包括的な支援を行うもの。

(注13) LDC製品に対する関税を量的な制限を設けることなく原則的に無税とする措置。香港閣僚会議では、少なくとも97%を無税無枠とすることが合意されている。

イニシアティブ」の実施促進のため、アフリカ3か国にハイレベル・ミッション^(注14)を派遣した。

「貿易のための援助」については、9月～10月にかけて、3つの地域で地域レビュー会合^(注15)が開催され、11月にはグローバル・レビュー会合がジュネーブにおいて開催された。これらを通じ、貿易及び開発関係者の中で「貿易のための援助」の重要性が改めて認識された。

日本としては、「開発イニシアティブ」による支援を着実に実施するとともに、関連する国際会議に積極的に参加することを通じて、今後とも「貿易のための援助」に貢献していく考えである。

ト 知的財産権

地理的表示 (GI)^(注16) について、多数国

間通報登録制度や、TRIPS（知的所有権の貿易関連の側面に関する）協定第23条に定める追加的^(注17) 保護の対象となる産品をワインとスピリッツからその他の産品にも拡大すべきかどうかについて、TRIPS理事会（2月、6月、10月）や非公式協議等の場で議論されている。

多数国間通報登録制度については、日本は、ある国で地理的表示と認められている特定の表示が他国でも地理的表示と認められるとは限らないことから、米国等と共に拘束力のない制度とするように提案している。これに対して、EU等は、登録により強い法的効果を持たせる制度を望んでいる。

地理的表示の追加的保護の対象をワイン・スピリッツ以外の産品へ拡大するか否かについては、メリットとデメリットをよく見極めて対処していく方針である。

(4) 紛争解決

WTO体制に信頼性・安定性をもたらす柱として、紛争解決制度がある。WTO加盟国は、この制度を加盟国間の貿易紛争の解決のために積極的に利用しており、1995年のWTO発足時から2007年末までの13年間の紛争案件数は、369件（年平均約28.4件）に達する^(注18)。

日本もこの制度の下で多くの紛争案件に関与してきている。米国のダンピング防止措置に関連する「ゼロイング」手続がダンピング防止協定等に違反すると日本が申し立てた案件について、日本はパネル報告書の内容を不服として上級委員会に上訴して

いたが、1月、パネル判断を覆して日本の主張をほぼ全面的に認める上級委員会報告書が発出・採択された。また、韓国の半導体製造企業に対する金融支援措置に関し、日本が賦課した相殺関税が補助金協定に違反すると韓国が申し立てた案件^(注19) について、7月にパネル^(注20) 報告書^(注21) が発出されたが、日本の主張が一部認められなかったため、日本は上級委員会への申立てを行い、パネルの判断を覆すよう同委員会に求めた。11月に公表された同報告書では、幾つかの点でパネルの判断を覆し、日本の立場を受け入れる一方、他の点で日本の措置

(注14) 6月28日～7月4日、マダガスカル、ケニア、ザンビアへ横田淳国際貿易・経済担当大使を団長とするミッションが派遣され、各国の元首・閣僚を含むハイレベルとの間で「開発イニシアティブ」について協議した。

(注15) 9月13日～14日にはラテンアメリカ・カリブ地域レビュー会合（於：ペルー）、9月19日～20日にはアジア・太平洋地域レビュー会合（於：フィリピン）、10月1日～2日にはアフリカ地域レビュー会合（於：タンザニア）がそれぞれ開催された。

(注16) ワインのボルドー、ブランデーのコニャックのように、その商品について確立した品質、評判等が主として地理的原産地に帰せられると考えられる場合において、その商品が当該地理的原産地の産品であることを特定する表示をいう。日本においては、国税庁長官が国内で保護するしょうちゅう乙類の産地について、吉岐焼酎の産地である「吉岐」、球磨焼酎の産地である「球磨」、琉球泡盛の産地である「琉球」、薩摩焼酎の産地である「薩摩」を定めており、これらの産地を表示する地理的表示は、当該産地で製造されたしょうちゅう乙類以外に対して使用することはできない。また、国内で保護する清酒の産地については、「白山」が地理的表示として指定されており、「白山」との表示は、石川県白山市で製造された清酒以外に対して使用することはできない。

(注17) TRIPS協定は、全産品について当該産品の地理的原産地について公衆を誤認させる方法等での地理的表示の使用を防止することを原則としつつ（第22条）、ワイン及びスピリッツについては、公衆の誤認等の有無にかかわらず、当該地理的表示によって表示されている場所を原産地としないものへの使用を防止するという追加的保護を定めている（第23条）。

(注18) GATTの下での紛争案件数は、1948年から1994年までの間に314件（年平均6.7件）。WTOの下での紛争案件数369件のうち、2007年末までに日本が当事国（申立て国または被申立て国）としてかかわった案件は、27件。なお、件数については、WTOホームページに掲載されているDS番号が付されたすべての案件をそれぞれ1件として計算している。

はWTO協定に適合していないとの判断がなされた。

また、11月、WTO紛争解決機関（DSB）は、任期満了となる上級委員会委員の後任

として、大島正太郎国際貿易・経済担当兼査察担当大使を含む4名の新委員の選出を決定した^(注22)。

2. 経済連携協定(EPA)／自由貿易協定(FTA)交渉の推進

(1) 発効したもの

イ シンガポール

2002年11月に発効した、日本にとって初めてのEPA。2007年9月に物品貿易・金融サービス等の分野についての更なる自由化を定めた改正議定書が発効し、2008年1月から本議定書に従って関税引下げが実施される。

ロ メキシコ

2005年4月に発効。2007年4月に同協定の一部品目（鶏肉、牛肉及びオレンジ生果等）の枠内税率を定めた議定書が発効した。

ハ マレーシア

2006年7月に発効。以後1年間の日本とマレーシアの往復貿易額は前年比14.1%^(注23)の増加となった。また、2006年の日本からマレーシアへの直接投資は前年比486%の増加^(注24)となった。

ニ チリ

2007年9月に発効。銅、モリブデン、リチウム等の対日最大供給国であるチリとのEPAは、鉱物資源の安定供給確保に貢献するほか、日本企業等による南米地域への経済進出を促すことが期待される。

ホ タイ

2007年11月に発効。日・タイEPAは、日本にとって第7位の貿易相手国であり^(注25)、第6位の投資先である^(注26)タイとの間で貿易・投資を自由化、円滑化するとの意義があり、また、他の経済分野でも包括的に連携を推進するものとして、両国の更なる経済緊密化に寄与することが期待される。

(2) 署名されたもの

イ フィリピン

2004年2月に交渉を開始したフィリピンとのEPAは、2006年9月に署名され、同年に日本の国会で承認された後、現在フィ

リピン上院での承認手続が進められている。この協定では、日本のEPAとしては初めて、看護師・介護福祉士（及びその候補者）の受入れについて規定している。

(注19) 韓国政府による韓国ハイニックス・セミコンダクター社への支援措置に関し、日本のDRAM(ダイナミック・ランダム・アクセス・メモリー。半導体の一種)産業から申請を受けた日本政府が調査を行った結果、問題の支援措置がWTO協定上の補助金に該当し、同社製品の日本への輸入により日本のDRAM産業に実質的な損害が生じていると認定された。日本は、この調査結果を踏まえ、WTO協定に基づき、韓国から日本に輸入される同社製DRAMに対して27.2%の相殺関税を賦課することとした。

(注20) パネルは、紛争案件ごとに構成され、WTO紛争解決手続における第一審に相当する役割を果たす。紛争当事国は、パネルの法的判断に不服がある場合には、上級委員会に上訴できる。

(注21) 7月に公表されたパネル報告では、一部の金融支援措置については、韓国政府の委託・指示による補助金と認定されたが、一部の金融支援措置について韓国政府の委託・指示があったと認定するには不十分である等とされた。

(注22) 上級委員会は、「二審制」となっているWTOの紛争解決手続において、パネル(第一審)が取り扱った問題についての申立てを審理する「第二審」に当たる機関であり、最終的な裁定を行う。上級委員会は7名の委員で構成され、委員の任期は4年。今回の選考では、大島氏のほかには、米国、中国、フィリピンからの候補が選出された。大島氏は2008年6月に上級委員就任予定。日本は1995年のWTO発足以降、上級委員を輩出しており、大島氏は、松下満雄・元委員(成蹊大学法科大学院教授)、谷口安平・前委員(2007年12月に任期満了、専修大学法科大学院教授)に続く3人目の日本人委員となる。

(注23) 財務省貿易統計(2006年7月～2007年6月)

(注24) 財務省統計対外直接投資(2006年)

(注25) 財務省貿易統計(2006年)

(注26) 財務省統計対外直接投資残高(2006年末)

ロ ブルネイ

2006年6月に交渉を開始したブルネイとのEPAは、約1年後の2007年6月に署名に至った。この協定では、エネルギーについての独立した章を設けることにより、日本のエネルギー供給元として重要な位置を

占めるブルネイからのエネルギーの安定供給に貢献する枠組みを提供している。

ハ インドネシア

2005年7月に交渉を開始したインドネシアとのEPAは、2007年8月に署名に至っ

経済連携強化に向けた取組の現状 (2007年12月)

	国名・地域	2004年	2005年	2006年	2007年
締結済み	シンガポール	2002年11月 発効		4月 見直し交渉開始	6月 国会承認 9月 発効 3月 改正議定書署名
	メキシコ		4月 発効 6月 追加議定書につき 交渉開始		12月 国会承認 4月 発効
	マレーシア	1月 交渉開始	交渉	4月 国会承認	7月 発効
	チリ		1月 産学官共同研究会	2月 交渉開始	6月 国会承認 9月 発効 3月 署名
	タイ	2月 交渉開始	交渉		6月 国会承認 11月 発効 4月 署名
	署名済み	フィリピン	2月 交渉開始	交渉	12月 国会承認 9月 署名
ブルネイ				2月 準備協議 6月 交渉開始	6月 署名
インドネシア			1月 共同研究会 7月 交渉開始	交渉	8月 署名
妥結	ASEAN全体		4月 交渉開始	交渉	11月 妥結 ?
交渉中	ベトナム			2月 共同検討会合	1月 交渉開始 交渉 ?
	湾岸協力理事会 (GCC) (アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート)			5月 準備会合	9月 交渉開始 交渉 ?
	韓国	2003年12月 交渉開始	交渉	2004年11月以降交渉中断中	交渉 ?
	インド		7月 共同研究会		1月 交渉開始 交渉 ?
	オーストラリア	3月 第一次共同研究		11月 第二次共同研究	4月 交渉開始 交渉 ?
	スイス			10月 共同研究会	3月 準備会合 5月 交渉開始 交渉 ?

政府間共同研究／産学官共同研究
 交渉
 国会審議
 発効済みのもの

た。この協定は、ASEANで人口、GDP共に最大の国であり、液化天然ガスの主要な供給国であるインドネシアとの間でエネ

ギー、鉱物資源の安定供給に貢献する枠組みを設定し、経済連携を包括的に強化するものである。

(3) 交渉妥結したもの（ASEAN）

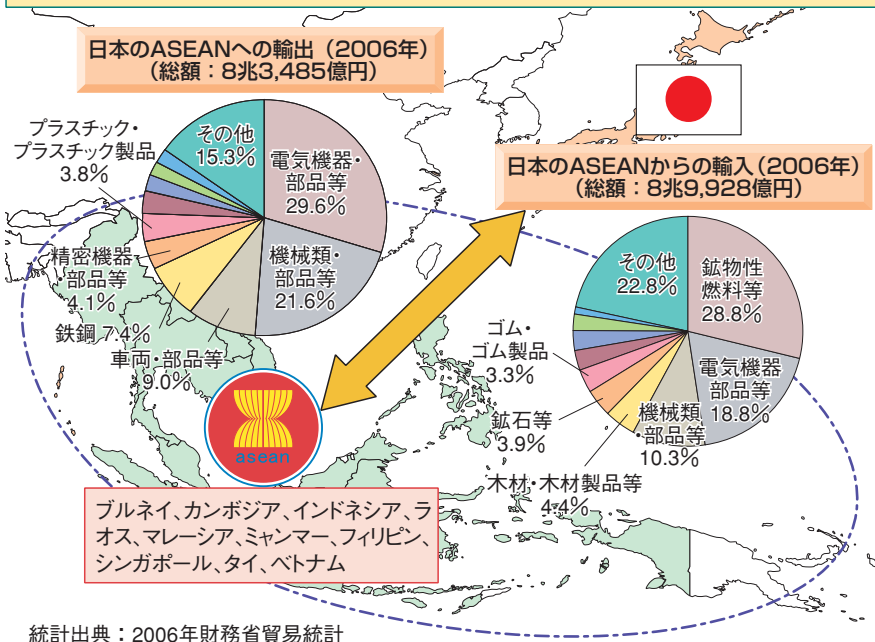
ASEAN諸国との二国間EPA交渉と並行してASEAN全加盟国との包括的経済連携協定の交渉も進めてきたが、8月の大筋合意に続き、11月の第11回日・ASEAN首脳

会議で交渉妥結が報告された。このEPAでは、原産地規則の累積を日本及びASEAN域内で適用することにより、同域内全体で生産ネットワークが強化されることが期待される。

日・ASEAN包括的経済連携（AJCEP）協定について

協定の意義と概要

- 日本初の複数国間の経済連携協定（EPA）。
- 日本と緊密な関係を有し、各国とのFTA締結の動きが進むASEANとの戦略的関係強化。
- 本協定は、原産地規則の累積^(注27)を日・ASEAN域内で適用することにより、域内全体の生産ネットワークを強化。
- 本協定は、物品貿易の自由化・円滑化のほか、①知財・農林水産分野（違法伐採対策を含む）での協力や、②サービス貿易並びに投資の自由化及び保護についての今後の交渉等も規定している。



統計出典：2006年財務省貿易統計

日本側のオフター

- 鉱工業品については、ほとんどの物品について、10年以内に関税撤廃を行う。
- 農林水産品については、守るべきは守りながら、ASEAN側の関心品目について、関税削減等を通じ、日本側として可能な努力を行った。

ASEAN側のオフター

- 原産地規則の累積^{ひき}によって裨益する効果が大きい品目（例えば、薄型テレビや薄型テレビパネル、自動車部品等）については、ほとんどの国において、十分な関税の撤廃・削減が約束される等、質の高い内容を実現した。

ASEAN新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）：ASEAN6に比べ、それぞれの経済発展段階に応じた差を設ける。

(4) 交渉中の協定（韓国、GCC、ベトナム、インド、オーストラリア、スイス）

韓国とは2003年12月に交渉を開始したが、2004年11月以降交渉が中断している。2008年2月25日の日韓首脳会談では、交渉の再開を検討していくこととなった。湾岸協力理事会（GCC：アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェート）とは、2006年9月に交

渉を開始し、現在までに2回の交渉を行っており、ベトナムとは2007年1月から5回、インドとは1月から4回の交渉を行っている。先進国との間でも、オーストラリアとは4月から3回、スイスとは5月から4回の交渉を行っており、質の高い協定を締結することを目指して交渉を続けている。

(注27) 累積：ある産品が締約国Aで生産される場合、その生産に使用された締約国Bの原産材料を締約国Aの原産材料とみなすこと。

(5) 広域経済連携に向けた取組

東アジアにおける地域経済統合に向けての各種取組についての議論も進展している。2007年に入り、ASEANと日中韓の13か国によるFTA構想が専門家研究の第2段階に入ったほか、日本は、これら13か国に、オーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた16か国によるEPA構想についての民間研究の開始を提案した。この提案

は1月の第2回東アジア首脳会議(EAS)で参加各国首脳の同意を得て、11月の第3回EASでは、民間研究の中間報告が行われた。さらに9月のAPEC首脳会議では、アジア太平洋の自由貿易圏構想についても選択肢及び展望の検討を行う旨の報告書が提出、承認された。

3. グローバル化への対応

(1) 主要国首脳会議 (G8サミット)

2007年、33回目を迎えたG8サミットは、6月6日から8日までドイツのハイリゲンダムにて開催された。議長国ドイツは、「成長と責任」をテーマとして、「世界経済」、「アフリカ」を主要議題として提示した。

特に世界経済の分野においては、気候変動が大きなテーマとなった。このサミットでは、安倍総理大臣より、先に発表した日本提案「クールアース50」を紹介し、世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減することを全世界の共通の目標とするとともに、次期枠組みを構築するに当たって、「主要排出国の参加」、「柔軟かつ多様な枠組み」、「環境保全と経済発展の両立」という「3原則」を提案し

た。その結果、こうした内容を軸に議論が行われ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討することでG8首脳の一致が得られた。もう一つの主要議題であった「アフリカ」については、良い統治、投資と経済成長、平和と安全、保健等が議論され、G8が着実にコミットメントを実施すべきこと、新興援助国が建設的役割を果たすようG8として対話すべきこと等が指摘された。また政治・安全保障分野では、北朝鮮、イランの核問題を含む不拡散、コソボ、アフガニスタン、中東等について議論が行われた。

2008年は日本が議長国となり、7月7日から9日の日程でG8北海道洞爺湖サミッ



G8ハイリゲンダム・サミットに出席する安倍総理大臣（中央）とG8首脳（6月7日、ドイツ・ハイリゲンダム）

トを開催する。同サミットでは、環境・気候変動問題、開発・アフリカ問題、世界経

済、不拡散をはじめとする政治問題が主要な議題となる予定である^(注28)。

(2) 経済協力開発機構 (OECD)

OECD^(注29)においても、日本は経済・貿易・投資・開発をはじめとする各分野で積極的に議論を牽引している。5月には第46回OECD閣僚理事会^(注30)が行われ、「イノベーション：成長と公平に向けたOECDアジェンダの前進」をテーマに、「グローバル化、成長と公平」、「マクロ経済」、「イノベーションと成長」、「拡大と関与強化」、「貿易」等の議題の下で議論が行われた。同閣僚理事会においては、新興経済国がOECDルールに沿って行動することを確保するた

め、特別に関与強化を進めるとの方向性が打ち出された。これは、日本の従来の主張とも一致するものである。OECDを通じた非加盟国との協力の一環としては、日本は中東・北アフリカ (MENA) 地域を対象とした投資とガバナンス向上のためのプロジェクトや、アフリカの投資環境向上のためのプロジェクトにも積極的に取り組んでいる。そのほか、12月には、グリア事務総長が訪日し、福田総理大臣への表敬のほか主要閣僚との会談を行った。

4. 経済安全保障 (エネルギー、海洋、漁業、食料)

(1) エネルギー安全保障

6月、ドイツが議長国を務めたG8ハイリゲンダム・サミットにおいて、気候変動・エネルギー効率が大きなテーマとしてとりあげられた。G8首脳によるこのような成果も踏まえて、日本は各国と協力しながら以下のような外交政策を進めている。

イ 安定供給の確保

エネルギー市場の安定化を実現し、日本へのエネルギー安定供給を確保するため、生産国との関係強化、中東地域の安定 (第2章第6節「中東と北アフリカ」を参照) 等の環境整備に努めている。一方で、エネルギー供給源の多様化に向け、ロシア等との関係強化にも力を入れている。また、エネルギー輸送路の安全確保のため、シーレーン沿岸国に対する航行安全、海上取締り

等の分野での支援を強化している。

ロ エネルギー効率向上の国際社会への^{でんぱ}伝播

日本は、1960年～1970年代の公害問題や石油ショック以降、官民を挙げて省エネ推進に取り組んだ結果、世界で最もエネルギー効率の高い国の一つとなった。急激な経済成長に伴いエネルギー需要が増大する中国、インド等ではエネルギー効率改善の余地は大きく、あらゆる外交上の機会をとらえてこれらのアジア諸国との協力を進めている。具体的には、中国、インドも参加する東アジア首脳会議 (EAS) では、1月の第2回会議で「東アジアのエネルギー安全保障に関するセブ宣言」が採択され、日本の主張により各国が自主的な省エネ目標及び行動計画を策定することで一致した。

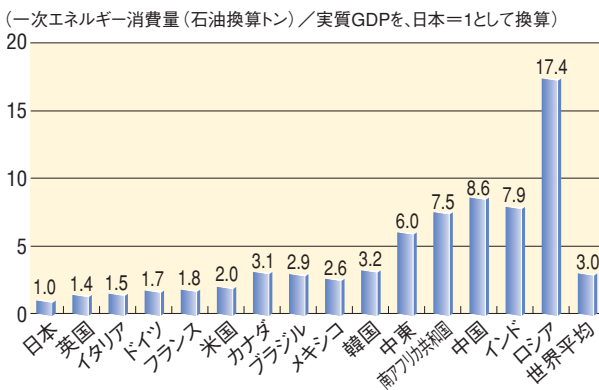
(注28) 福田総理大臣は、2008年1月25日から27日まで世界経済フォーラム年次総会「ダボス会議」に出席するためスイスを訪問し、26日の特別講演では、G8北海道洞爺湖サミットや第4回アフリカ開発会議 (TICAD IV) に向けた議長としての考え方やイニシアティブを表明した

(注29) 1961年に国際経済について協議することを目的として20か国で発足した国際機関 (現在は30か国) で、「世界最大のシンクタンク」と呼ばれており、主として先進国間の政策協調やルールづくりの場として役割を果たしている。日本は1964年に加盟。

(注30) OECDでは毎年1回閣僚会議を開催。2007年閣僚理事会 (於：パリ) には、日本から甘利経済産業大臣、大村秀章内閣府副大臣 (経済財政政策担当)、浅野外務副大臣が出席した。

その成果は9月の第15回APEC首脳会議で採択された「気候変動、エネルギー安全保障及びクリーン開発に関するシドニーAPEC首脳宣言」における地域全体の省エネ目標の策定につながった。また、11月の第3回EASで採択された「気候変動、エネルギー及び環境に関するシンガポール宣言」においては、自主的な省エネ目標を2009年までに策定することが決定された。

GDP当たりの一次エネルギー消費量の各国比較



出典：IEA Energy Balances of OECD Countries 2004-2005 (2007)
IEA Energy Balances of non-OECD Countries 2004-2005 (2007)

ハ 多国間協力とルールの強化

資源エネルギーに対する国家管理を強める国が増加する傾向がある中、国際的な規範の形成及び遵守の働きかけは、そのための国際対話の推進とともに、今後も大きな課題である。

こうした課題の達成のために、国際エネルギー機関（IEA）（9月から、田中伸男元OECD事務局科学技術産業局長が事務局長に就任）は、緊急時の石油備蓄協調放出、環境とエネルギーの両立のための技術研究等、重要な活動を行っている。特に、2005年のG8グレンイーグルズ・サミット以降、IEAはG8サミットから、エネルギー効率指標の策定作業を委託されており、気候変動・エネルギー効率の面でIEAの果たす役割は大きい。日本は関係国と協調しつつ、

IEAを一層戦略的に活用するよう努めている。

また、「エネルギー憲章に関する条約」は、エネルギー原料・製品の貿易の自由化及び通過の促進並びにエネルギー分野における投資の促進・保護等について規定する唯一の国際約束である。この条約に関する最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議の議長には、河村武和欧州連合（EU）日本政府代表部大使が2007年1月に就任した。日本は、投資環境の強化を通じてエネルギー安定供給を確保するため、ロシアによる同条約の締結、アジア地域における加盟国の拡大に向けて貢献している。さらに、関連する国際機関を通じて、エネルギー・鉱物資源の安定供給に向けて、生産・消費・輸出入動向の把握に努めている。

ニ 原子力の平和的利用の推進

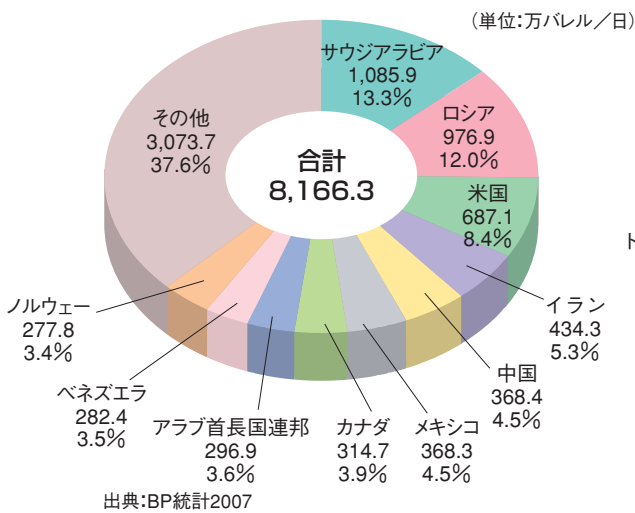
日本の総発電量の約3分の1を占める基幹電源である原子力発電の安定供給を確保するため、日本は、原料となるウランの確保に資する二国間関係（カザフスタン等）の強化や放射性物質の円滑な海外輸送確保のための関係国対話^(注31)に取り組んでいる。

また、核不拡散、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提とした原子力の平和的利用拡大を可能とするための国際協力（GNEP、GIF^(注32)等）に積極的に参加している（原子力の平和的利用については、第3章第1節7.「軍縮・不拡散」を参照）。

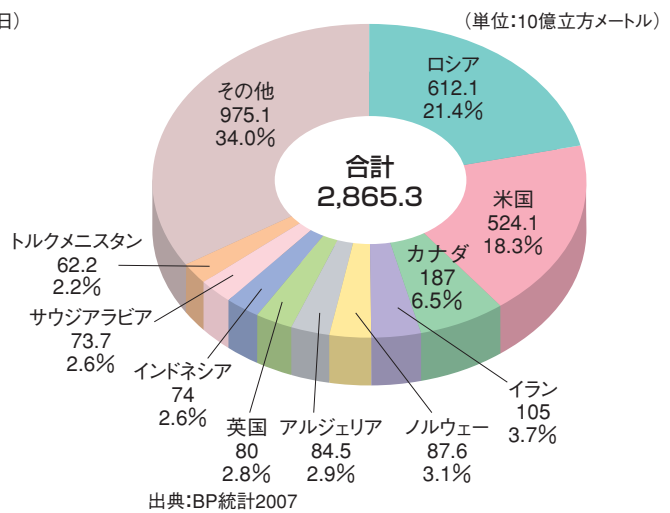
(注31) 日本は、国際原子力機関（IAEA）の協力による輸送国と沿岸国との非公式会合の実施や沿岸国要人招聘による日本の原子力政策に対する理解の増進などを積極的に行っている。
(注32) GIF (Generation IV International Forum): 1999年、米国の呼びかけにより始まった第4世代原子力システム (Gen IV) の研究開発のための国際フォーラム。黎明期の原子炉は第1世代、現行の軽水炉等は第2世代、現在導入が開始されている改良型軽水炉等は第3世代と称されており、それに続くものがGen IVである。Gen IVは、2030年ごろの実用化が念頭に置かれている。

世界の原油、天然ガスの生産量、消費量

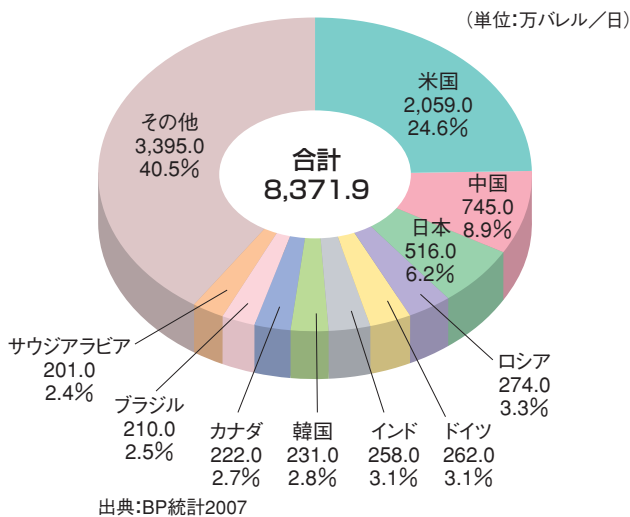
原油 (NGL含む) 生産量 (2006年)



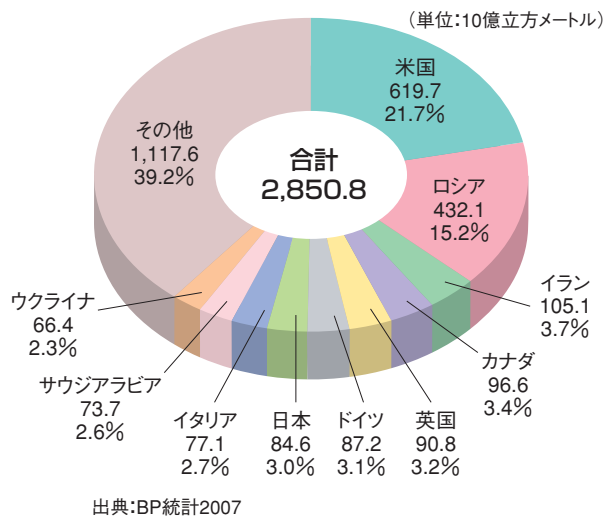
天然ガス生産量 (2006年)



原油 (NGL含む) 消費量 (2006年)

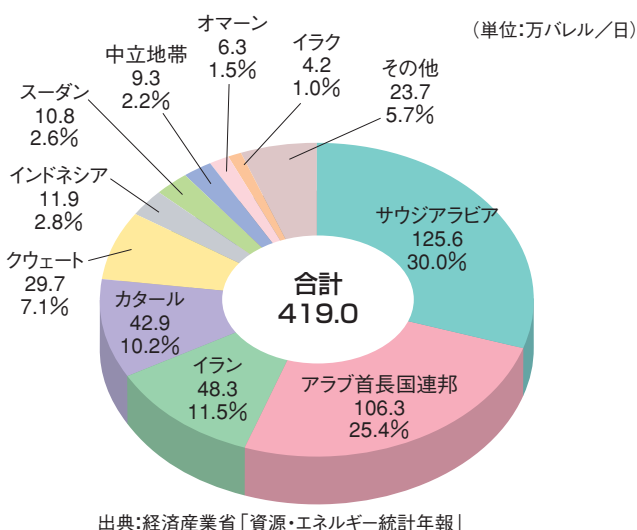


天然ガス消費量 (2006年)

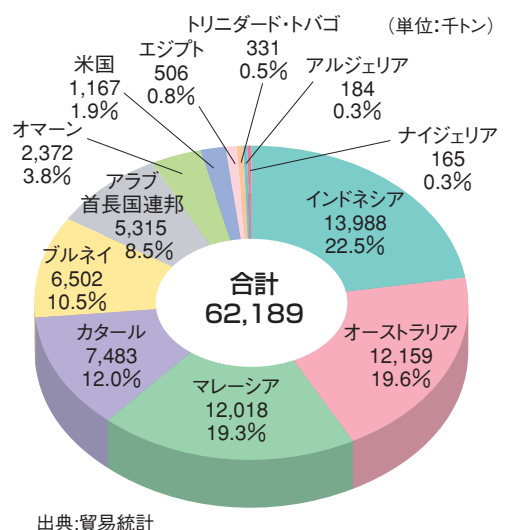


日本の原油・天然ガスの輸入先

日本の原油輸入国 (2006年)



日本の天然ガス輸入国 (2006年)



(注) 中立地帯とは、サウジアラビアとクウェートの国境地帯であり、地帯内の原油の権益は50%ずつ両国が保有。

(2) 海 洋

イ 海洋に関する外交政策本部の設置

四方を海に囲まれた海洋国家である日本にとって、公海の自由、航行の自由、海洋の平和及び安全の維持並びに沿岸国及び遠洋国としての日本の利益や権利等の調和を確保していくことは、日本の国益の維持及び増進にとって極めて重要である。海洋に関する施策をより総合的かつ計画的に推進する目的で7月に海洋基本法が施行されたが、海洋に関する外交政策全般についてもその総合的な企画、立案、調整及び政策決定をより一層迅速かつ効果的に行う必要性が高まっている。このような観点から、外務省は外務事務次官を本部長とする「海洋に関する外交政策本部」を7月に設置した。

ロ 航行安全への取組

日本は、石油や鉱物等のエネルギー資源の輸入のほぼすべてを海上輸送に依存し、特に日本が輸入する石油はほとんどすべてがマラッカ海峡をはじめとする東南アジアの海上を通過している。また、アジアにおける海上の安全確保は、この地域全体の安定と経済の発展にも極めて重要である。

しかし、東アジア及びインド洋を含むアジア地域は依然として海賊行為等の多発地域である(図表「海賊事件報告件数」参照)。日本の主導の下に作成され、2006年9月に発効(日本は2005年4月に締結)した「アジア海賊対策地域協力協定」に基づき、情報共有センターがシンガポールに設立され、アジア地域における海賊情報の共有体制や各国協力網の整備のための積極的な活動を展開している。なお、伊藤嘉章前国際連合日本政府代表部公使が同センター初代事務局長を務めている。

また、マラッカ・シンガポール海峡にお

いては、アジアの経済発展を背景として海峡の通航量が大幅に増加していることから、沿岸国と利用国及び利用者による航行安全、セキュリティ及び環境保全の推進のための新たな国際協力の枠組みが検討されており、国際海事機関(IMO)により「マラッカ・シンガポール海峡に関する国際会議」が2005年から開催されている。同会議においては、沿岸国から航行安全等のための「プロジェクト」及び国際協力の新たな枠組みである「協力メカニズム」が提案され、2007年の第3回会議で同メカニズムの発足が合意された。

日本からは、民間からの基金拠出も含め、沿岸国の提案プロジェクトの幾つかに支援の意思を表明しているが、引き続き、これらの協力メカニズム及びプロジェクトに積極的に参画し、沿岸国との協力を進めていく考えである。

ハ 大陸棚

国土面積が小さく天然資源の乏しい島国日本にとって、海洋の生物資源や周辺海域の大陸棚・深海底に埋蔵される海底資源は、経済的な観点から重要である。

日本は、海底資源の安定的確保を通じた経済的な権益を確保するため、国連海洋法条約^(注33)に基づき200海里を超える大陸棚の限界を設定すべく、周辺海域の海底地形・地質調査を進めており、2009年1月をめどに大陸棚限界委員会(CLCS)に200海里を超える大陸棚の限界に関する情報を提出する予定である。

また、6月には、第17回国連海洋法条約締約国会合においてCLCSの委員選挙が行われ、日本が指名した玉木賢策東京大学大学院工学系研究科教授が再選された。

(注33) 海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約)では、沿岸国の領海を越えて200海里までの区域の海底等をその大陸棚と定めるとともに、大陸縁辺部が200海里を超えて延びている場合には、海底の地形・地質等が一定の条件を満たせば、沿岸国は200海里を超える大陸棚を設定できるとしている。

海賊事件報告件数

区分	年	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
東アジア		100	173	257	178	175	193	173	117	88
東アジアのうちマラッカ海峡		6	37	112	58	34	36	60	20	22
インド洋		25	51	109	86	66	96	41	51	53
アフリカ		41	52	62	80	70	89	70	73	62
中南米		38	29	41	23	67	72	46	26	31
その他		6	4	2	3	5	2	0	0	6
合計		210	309	471	370	383	452	330	267	240
日本関係船舶の被害件数		19	39	31	10	16	12	7	9	8
東アジアにおける日本関係船舶の被害件数		14	28	22	4	12	11	7	9	6

出典：国際海事機関(IMO)「海賊行為等報告書2006年版」、国土交通省「2006年の日本関係船舶における海賊等事案の状況及び世界における海賊等事案の状況について」

(3) 漁業（マグロ・捕鯨問題等）

世界の漁業資源の約半分は満限（過剰漁獲の一步手前）に利用されており、約4分の1は過剰漁獲もしくは枯渇状態にある^(注34)ことから、漁業資源の悪化に対する懸念が広まりつつある。日本は世界有数の漁業国、水産物の輸入国として、国際的な場においても、海洋生物資源の持続可能な利用と適切な保存管理、海洋環境保全のための協力を積極的な役割を果たしている。

近年、各地域漁業管理機関においては、違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び過剰漁獲能力への対策として、ポジティブリストや寄港国措置など、資源の保存管理のためのルールを定めている。マグロ類については、海域によっては資源量の減少が顕著になりつつある中で、日本は南半球におけるミナミマグロや大西洋におけるクロマグロの適正な保存管理に積極的に協力している。また、新しい国際的枠組みの設立に

向けた関係国との協議に積極的に参加している。

捕鯨については、5月に米国アンカレジにて行われた第59回国際捕鯨委員会(IWC)年次会合において、反捕鯨国が過半数を得るといった状況の中で、沿岸小型捕鯨の捕獲枠の設定等、鯨類の持続可能な利用については十分な支持と理解が得られなかったが、日本が提案した海上安全及び環境保護に関する決議が無投票で採択されるといった成果もあった。日本は、科学的根拠に基づき、保護すべき鯨種は適切に保護しつつ鯨類資源の持続可能な利用を図るべきとの立場であり、今後も、IWC加盟国やIWCの未加盟国に対し、日本の立場への一層の理解と支持を積極的に説明していく方針である。また、IWCの正常化^(注35)に向けて引き続き取り組んでいく。

(注34) FAO, "The State of World Fisheries and Aquaculture 2006", p32

(注35) 現在、IWCでは、持続可能な利用支持国と反捕鯨国がイデオロギー的に対立したままで、両者の間に建設的な話し合いが行われず、したがって、IWCとして前向きな議論や決定が何もなされていない状態にある。IWCの目的は、鯨類資源の適当な保存と利用（鯨類産業の秩序ある発展）であり、本来の目的を果たせるよう両者が歩み寄りを示すべきというのが日本の立場である。

(4) 食料

日本は、熱量ベースで、食料供給の約6割を海外に依存し、年間約4兆円以上の農産物を輸入する世界最大の農産物純輸入国である。また、世界の食料需給は、人口増加に伴い需要が増加する一方、水資源不足、地球温暖化の影響や、世界的なバイオ燃料ブームを背景にした農作物の食料とエネルギーとの競合等により、供給にも中長期的に多くの不安定要因がある。このような状況下で、日本は、日本を含めた世界の食料安全保障を実現するため、国連食糧農業機関（FAO）等の国際機関との連携の強化

や食料供給国との友好関係の促進に取り組んでいる。2006年2月、国際穀物理事会（IGC）の事務局長として、アジア地域から初めて北原悦男（独）国際協力機構理事が就任し、2007年12月には第26回理事会を東京で開催した。

さらに、世界における食料安全保障の確立に向けて、日本は、特に食料が不足しているアジア・アフリカ地域の開発途上国に対して、食料生産の向上を目的とした貧困農民支援等を実施している。

5. 模倣品・海賊版拡散防止のための取組

模倣品・海賊版は世界中に拡散し、経済の持続的な成長に対する脅威になっているだけでなく、消費者の健康や安全を脅かしている。さらには、インターネットを通じた模倣品・海賊版の売買による知的財産権の侵害等の新たな問題も急速に拡大している。

日本は、2005年のG8グレンイーグルズ・サミットにおいて、小泉総理大臣が模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組み策定の必要性を提唱して以来、先進国及び知的財産権の保護に高い志を有する開発途上国と共に、本件構想の実現に向けて積極的に議論を行ってきた。

10月23日、日本は、米国、欧州委員会等と共に、知的財産権の執行を強化するため

の新しい国際的な法的枠組みである「模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）（仮称）」の実現に向けて、知的財産権の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、本条約において実現していくべき内容についての集中的な協議を開始することを発表した。

本条約構想は、知的財産権の執行に係る強力な法的規律と、その執行の強化及び国際協力を柱とする、高いレベルでの国際的な法的枠組みの構築を目指していくものである。日本としては引き続き本条約構想を積極的に推進していく予定であり、現在、米国、EU、スイス、カナダ、ニュージーランド、メキシコ、韓国といった知的財産権保護に関心の高い国々と協議を行っている。